

宝塚市下水道パートナーシップ
(管理・更新一体マネジメント) 事業

基本協定書 (案)

(SPCあり)

令和8年(2026年)6月

宝塚市 上下水道局

目次

第1条	(定義)	1
第2条	(趣旨)	1
第3条	(基本的合意)	2
第4条	(SPCの設立)	2
第5条	(SPCの株主)	2
第6条	(事業契約の締結)	3
第7条	(資金調達協力義務)	5
第8条	(事業契約の不成立)	5
第9条	(SPC解散後の株主責任)	5
第10条	(秘密保持)	6
第11条	(本協定の有効期間)	6
第12条	(協議)	6
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	6
	別紙1 SPC設立時の優先交渉権者構成企業の出資一覧	9
	別紙2 株主誓約書の様式	10

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）に関して、宝塚市（以下「市」という。）と【●●●】、【●●●】及び【●●●】（以下、総称して「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとし、本協定に定めがない場合は、本事業の実施に関して市が作成し、令和8年（2026年）6月1日に公表又は配布された募集要項において定められた用語の定義による。

- （1）「募集要項」とは、本事業の実施に関して市が作成し、令和8年（2026年）6月1日に公表又は配布した宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項をいう。
- （2）「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（開示資料を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、事業契約書（案）及び要求水準書を除く。）をいう。
- （3）「提案書類」とは、優先交渉権者（本条第8号に定義する。以下同じ。）が令和8（2026年）年10月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- （4）「要求水準書」とは、宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- （5）「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市とSPCとの間で締結される宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約をいう。
- （6）「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- （7）「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- （8）「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された応募者を構成するすべての法人を含むグループをいう。
- （9）「優先交渉権者構成企業」とは、優先交渉権者を構成する法人である【●●●】、【●●●】及び【●●●】のそれぞれをいう。
- （10）「代表企業」とは、優先交渉権者構成企業のうち、提案書類に代表企業として記載された【●●●】をいう。
- （11）「本普通株式」とは、SPCの発行する株式で、SPCの株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- （12）「本普通株主」とは、本普通株式の株主をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者がSPCを通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立す

るSPCをして、第6条に基づき市との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、市と優先交渉権者が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 市及び優先交渉権者は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPCを設立し、SPCをして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 優先交渉権者は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(SPCの設立)

第4条 優先交渉権者は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCに係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を市に提出しなければならない。

(1) SPCは、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が宝塚市内であること。

(2) SPCは、設立時及び本事業開始日（事業契約に定める定義による。以下同じ。）における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても【●●円（提案に基づき記載）】以上であること。

(3) SPCの定款に、SPCが発行できる株式は、本普通株式のみであることの規定があること。また、当該株式は、譲渡制限株式（会社法第107条第1項第1号）とすること。

(4) 会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。

【取締役会、監査役及び会計監査人を設置する提案の場合】

(5) SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。

2 優先交渉権者は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を市に通知させるものとする。

(SPCの株主)

第5条 すべての優先交渉権者構成企業は、前条第1項に基づきSPCを設立するにあたり、募集要項に定める条件に従い、**別紙1**に優先交渉権者構成企業の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本普通株式の割り当てを受けるものとする。

2 優先交渉権者構成企業は、SPC設立時において、以下の事項を誓約し、SPC設立と同時に、**別紙2**記載の様式の誓約書を提出するものとする。

(1) 本普通株主は、本普通株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、他の本普通株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けるものとする。

(2) 本普通株主は、前号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本普通株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、別紙2記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

(3) SPCが、新たに本普通株式を発行しようとする場合、本普通株主は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使

するものとする。ただし、SPCが、本普通株主に対して本普通株式を発行する場合には、市の事前の書面による承認を要しない。

- (4) 本普通株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本普通株式を処分してはならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本普通株主は、株主間契約（二者以上の本普通株主の間で締結される、SPCにおける本普通株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する。
- (6) 本普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業（事業契約に定める定義による。）又は附帯事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、事業契約終了後における対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。また、本普通株主は、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をするものとする。
- 3 本普通株主が本普通株式の処分について前項第1号の市の事前の承認を求めた場合において、①本普通株式の処分先が前項第4号に定める要件を満たしており、かつ、②当該本普通株式の処分者及び処分先が、(i)当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分がSPCの事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

（事業契約の締結）

- 第6条 市及び優先交渉権者は、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市と優先交渉権者との間において事業契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、市は、募集要項等に定める手続において修正された事業契約書（案）の契約締結段階での更なる修正には、原則として応じない。
- 2 優先交渉権者は、市が事業契約の締結までに提案書類に記載された任意事業に係る事項を要求水準書に反映できるよう、最大限協力する。
 - 3 優先交渉権者は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。
 - 4 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。
 - 5 優先交渉権者は、SPCの設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、法令等（事業契約に定める定義による。）に違反しない限りで、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者は、SPC設立に際して、それ以前に優先交渉権者が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

6 市は、事業契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成企業のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第5号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、事業契約を締結しないことができる。

- (1) 本事業に関し、優先交渉権者構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者構成企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者構成企業又は優先交渉権者構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「優先交渉権者構成企業等」という。）に対して行われたときは、優先交渉権者構成企業等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6若しくは刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 優先交渉権者構成企業が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。

7 事業契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約を締結しないことができる。

- (1) 役員等（優先交渉権者構成企業が個人である場合にはその者を、優先交渉権者構成企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 優先交渉権者構成企業のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、市が当該優先交渉権者構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。
- 8 事業契約の締結までに、優先交渉権者構成企業のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないことができる。
- 9 市及び優先交渉権者は、事業契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（資金調達協力義務）

第7条 優先交渉権者は、提案書類の定めに従い、SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるものとする。

（事業契約の不成立）

第8条 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、令和9年（2027年）2月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、以下のとおりとする。

- (1) 既に市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成企業が連帯して負担する。
 - (2) 市は、優先交渉権者に対して、違約金として、優先交渉権者が提案した提案価格（消費税及び地方消費税を含む）の10/100に相当する金額を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成企業は連帯して当該違約金を支払う。
 - (3) 前号の規定は、市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により、令和9年（2027年）2月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、既に市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、市と優先交渉権者の協議によって決定されるものとする。
 - 3 市及び優先交渉権者のいずれの責めにも帰すべからざる事由（事業契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、令和9年（2027年）2月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（SPC解散後の株主責任）

第9条 本普通株主は、SPCが事業契約に基づき負担する契約不適合責任その他の義務について、SPCと連帯して履行することに同意する。

- 2 SPCが事業終了後に解散した場合、又はその他の事由によりSPCが事業契約上の義務を履行できな

い状態となった場合には、本普通株主は、市からの請求に基づき、事業契約に定める契約不適合に係る修補義務その他の債務を、SPCに代わって直接履行するものとする。

- 3 前項の本普通株主の責任は、事業契約に定める契約不適合責任の存続期間内に、市から書面により通知された契約不適合に限り適用される。
- 4 本普通株主は、SPCの解散、資力不足又はその他の事由をもって、本条に基づく責任の免除を主張することはできない。
- 5 本条に基づく本普通株主の義務は、市に対する直接の債務とし、市は本普通株主に対し直接請求することができる。

(秘密保持)

第10条 市及び優先交渉権者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、市が宝塚市情報公開条例（平成12年宝塚市条例第23号）等に基づき開示する場合、並びに① 当該情報を知る必要のある市若しくは優先交渉権者構成企業の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は② 当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と優先交渉権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び優先交渉権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から事業契約に規定する本事業の終了日までとする。ただし、令和9年（2027年）2月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合には市が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前二条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、神戸地方裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市並びに代表企業及びその他の各優先交渉権者構成企業は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

	住 所	兵庫県宝塚市東洋町1番3号	
市	名 称	宝塚市	
	代表者	宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則	Ⓜ

優先交渉権者

	住所又は所在地		
代表企業	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ

	住所又は所在地		
優先交渉権者構成企業	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ

	住所又は所在地		
優先交渉権者構成企業	商号又は名称		
	代表者		Ⓜ

別紙1 SPC設立時の優先交渉権者構成企業の出資一覧

SPCの資本金 金●●●円

優先交渉権者構成企業の商号 又は名称	出資額	株式数（出資割合（%））
	円	●株（●%）
	円	●株（●%）
	円	●株（●%）
	円	●株（●%）
合計	円	●株（100%）

株 主 誓 約 書

令和●年●月●日

宝塚市上下水道事業管理者 殿

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

【●●】（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【市及び【●●】、【●●】との間の宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 基本協定書／市及び【●●】（以下「SPC」という。）の間の宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約書】に定めるとおりとします。

記

- 1 SPCが、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 当社は、本普通株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本誓約書において同じ。）について、他の本普通株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本普通株式を処分した場合には、当該本普通株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
- 3 当社は、前号の規定に従い、市の承認を得たうえで、その所有に係る本普通株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。
- 4 SPCが、新たに本普通株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。
- 5 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本普通株式を処分しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、か

つ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- 6 当社は、株主間契約（二者以上の本普通株主との間で締結される、SPCにおける本普通株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを市に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する）ものとする。
- 7 当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業又は附帯事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、事業契約終了後における対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること。また、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をすること。
- 8 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
- 9 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所を神戸地方裁判所とすること。